

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和7年9月8日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和7年平泉町議会定例会9月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開きください。

監査委員から、令和7年5月分から7月分までの現金出納検査、39ページには令和7年度7月定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

49ページをお開きください。

教育委員会から、平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

97ページをお開きください。

本定例会9月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

98ページをお開きください。

定例会6月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

なお、国、県などへ提出しております要望内容を印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一関地区広域行政組合議員から、一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

一関地区広域行政組合議会報告を申し上げます。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。

令和7年9月8日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合副議長、真竈光幸、議員、千葉多嘉男。

令和7年7月31日午前10時より、一関市役所議場におきまして、第59回一関地区広域行政組合議会定例会が開催されました。

初めに、請願第1号、新最終処分場建設予定地とされている千厩字北ノ沢の撤回を求める請願書について、請願審査特別委員長から不採択とすべきものとの報告があり、討論の後、委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

3名の議員からの一般質問の後、議案の審議に入りました。付議されました議案件名は、報告2件、認定2件、議案2件であり、いずれも賛成多数にて原案のとおり承認、可決されました。

報告第1号であります。令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について、3款衛生費、3項ごみ処理費、事業名、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備運営事業者選定事業及び敷地造成事業として1億8,996万9,900円を繰り越すものであります。繰越しの計算書につきましては、添付資料147ページを参照いただきたいと思います。

報告第2号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の精算の報告について、令和3年度から令和6年度までのエネルギー回収型一般廃棄物処理施設と一般廃棄物最終処分場の環境影響評価事業及び生活環境影響調査等、事業の継続費精算についての報告がされました。内容とその数字につきましては、添付してあります資料149ページを参照ください。

認定第1号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、収入済額35億3,781万5,802円、支出済額31億7,199万7,540円、歳入歳出差引残額は3億6,581万8,262円となりました。

156ページから185ページまで、歳入歳出決算書及び事項別明細書を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

採決の結果、起立多数により原案のとおり認定されました。

認定第2号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、事業勘定収入済額169億2,220万1,013円、支出済額165億5,199万3,518円、歳入歳出差引残額3億7,020万7,495円、サービス勘定収入済額3,422万4,301円、支出済額3,152万9,254円、歳入歳出差引残額269万5,047円であります。

190ページから221ページまで、歳入歳出決算書及び事項別明細書を添付しておりますので、参照ください。

採決の結果、起立満場により原案のとおり認定されました。

議案第6号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算書（第1号）であります。添付資料の281ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書を参照ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,800万9,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,342万7,000円とするものであり、採決の結果、起立満場にて原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）であり

ます。

添付資料の287ページから293ページの歳入歳出補正予算事項別明細書を参照ください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,318万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ170億2,602万1,000円とし、サービス勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,628万6,000円とするものであり、採決の結果、起立満場にて原案のとおり可決をされました。

付け加えまして、新最終処分場建設予定地におけます生活環境影響調査について報告をしておきます。

現況調査の結果、粉じん、浮遊粒子状物質等の大気質調査と、騒音、交通量調査など、施設の稼働による影響の回避または低減に係る対策は適切であり、生活環境の保全目標は達成すると予測されております。

以上、一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで一関地区広域行政組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

294ページになります。

6月2日から8月5日までですが、行政地域懇談会をさせていただきました。21日間という日程を調整しての懇談でありました。町民各位にご参加をいただき誠にありがとうございました。

それでは、6月11日になりますが、消防叙勲受章者の報告がありました。6月11日、一関地区防犯協会連合会の表彰、受章報告を得たところであります。

6月14日になりますが、ふるさと平泉会の総会が東京で開催されておりますと同時に、町内ではシルバースポーツ大会が開催されております。

6月18日、長島幼年消防クラブの発会式が開催されております。

6月26日になりますが、全国史跡整備市町村協議会東北地区協議会役員会並びに総会、情報交換会が町内、平泉町で開催をさせていただいたところであります。

6月29日、平泉芭蕉祭全国俳句大会が開催されております。

6月29日、同日であります、紫波町・平泉町歴史文化交流協定の締結が取り交わされたところであります。

7月1日になりますが、第75回社会を明るくする運動開幕式、街頭広報活動を行っております。

7月3日、4日になりますが、いわて平泉農業協同組合夏秋野菜トップセールス、東京で開催させていただいたところであります。

7月4日、県南広域圏首長懇談会が西和賀町で開催されております。

7月14日になりますが、岩手河川国道事務所、東北地方整備局への要望、そして7月17日になりますが、中央要望をさせていただいたところであります。

7月17日、中央要望のその当日であります、東京で企業ネットワークいわて2025 in 東京が開催されております。

7月20日、平泉水かけ神輿本渡御が開催されております。

7月22日になりますが、農業委員会による農地パトロールの出発式を執り行ったところであります。

8月25日、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」追加認定記念式典が大船渡市で開催されており、新たに大船渡市が認定を受けたところであります。

8月26日になりますが、今後の県立高校に関する地域検討会議が奥州市で開催されております。

8月30、31日になりますが、平泉世界遺産祭がスマートインターの駐車場を会場に開催され、5,000人以上に上る多くの方々にご参加をいただいたところであります。

9月5日になりますが、立憲民主党市町村要望ヒアリングが当町で開催されております。

9月6日になりますが、リレー・フォー・ライフ・ジャパン2025いわて、一関市で開催されております。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、阿部圭二議員及び6番、三枚山光裕議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会9月会議の会議期間は、本日から9月18日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から9月18日までの11日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議長(高橋拓生君)

日程第3、請願第2号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

8番、高橋伸二議員。

8番(高橋伸二君)

請願第2号について、紹介議員の立場から提案をさせていただきます。

請願第2号、令和7年8月25日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

請願者、住所は岩手県一関市山目字中野130、岩手県教職員組合県南支部、氏名、支部長、佐々木昭仁。

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願であります。

紹介議員は私、高橋伸二、同じく小笠寺享議員です。

次に、意見書採択の請願についてでございます。

1. 請願事項。

子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善のため、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

貴議会におかれましては、上記の事項について、関係機関に意見書を提出していただきたく地方自治法124条の規定により請願いたします。

2. 要請先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣です。

3. この請願の理由について述べます。

現在、国の中央教育審議会「教育課程企画特別部会」において、10年に一度見直しが行われる次期学習指導要領改訂に向けて議論が行われており、2026年度中に答申・改訂を行うとして

います。

文部科学省の調査（2024年12月）では、小・中・高を合わせると41万人を超える不登校の子どもの数が報告され、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもたちの数も、過去最多を記録しています。

この一因として、この間の学習指導要領が改訂の度に内容が難しくなるとともに、教科書のページ数も増えており、子どもたちの負担になっていることが考えられます。

加えて、学校現場では慢性的な教職員不足も続いており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学習指導要領の改訂は、「子どもたちのゆたかな学びの保障」や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわります。「カリキュラム・オーバーロード」（国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態）等を改善することが喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められています。

つきましては、次の事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

1. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善のため、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第4、報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、報告案件1件についてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

4ページをお開き願います。

初めに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございませんでした。

実質公債費比率は10.4%、将来負担比率は72.7%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び下水道事業会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上、報告申し上げます。よろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

次に、監査委員から、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告をお願いいたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

それでは、あらかじめお渡しの別冊、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書をご準備願います。

私と議選監査委員、千葉多嘉男氏の両名で行いました審査結果をご報告申し上げます。

4ページをご覧願います。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書についてでございます。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

将来負担比率については、事業の取り組みに伴う新たな負担も考慮し、計画的な運営に努めてください。

続いて、6ページをご覧願います。

令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書についてでございます。

審査の結果、水道事業会計及び下水道事業会計については、資金不足になっておらず良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告いたします。

議長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

ないようですので、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第5、認定第1号から日程第11、認定第7号までの令和6年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、認定案件7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、認定案件7件についてご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

認定第1号、令和6年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、議案書6ページをお開き願います。

認定第2号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、議案書7ページをお開き願います。

認定第3号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、議案書8ページをお開き願います。

認定第4号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、議案書9ページをお開き願います。

認定第5号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、議案書10ページをお開き願います。

認定第6号、令和6年度平泉町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度平泉町下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、議案書11ページをお開き願います。

認定第7号、令和6年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

監査委員から、令和6年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の決算審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告をお願いいたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

私と議選監査委員、千葉多嘉男氏の両名で決算審査を行いました。その結果について報告いたします。

それでは、お手元の資料、令和6年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。

3ページに令和6年度歳入歳出決算を一覧表にまとめ、会計別に掲載しておりますので、お目通し願います。

それでは、7ページをお開き願います。

第一令和6年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和6年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

- 1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法は記載のとおりです。
- 4、審査の結果でございます。

令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

(1) 現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

(2) 予算の執行は、議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われたものと認められます。

8ページをお開き願います。

審査結果の講評です。

(1) 時間外勤務について。

令和6年度の正職員の時間外勤務手当は4,421万4,957円となり、前年度と比較し178万6,679円の減少、時間数では、1人当たり年間平均時間外勤務が162時間となり、ノー残業デー周知の取り組みや面接の実施等により、前年度と比較し11時間減となりました。

個人ごとの実績を見ると、令和5年度に比べ、大幅に時間数が増加した職員が複数見られ、職場ごと、担当部署ごとの偏りも依然見られることから、長時間労働による職員の健康障害リスクの増加が最も懸念されます。

時間外勤務については、課全体の課題として捉え、職員の業務内容の把握と、それに応じた適切な業務管理が急務であると考えます。改めて業務分担が適切か検討を行い、平準化を図るようしてください。

職員が時間外勤務を前提とせず業務に当たることができるよう、職場内でサポート体制の構築と情報の共有化に一層努めてください。

また、職員個人の仕事への取り組み方において、タスクを可視化するなど、タイムマネジメントも行い、業務の効率化に努めてください。

(2) 業務マニュアルの整備について。

複数の事務において、担当者の異動時の業務内容及び書類管理等の引継ぎが不十分であったことや、単純な確認不足に起因する事務処理ミスが見受けられました。このような事案が発生したことは、組織的なチェック機能の不足が原因として考えられます。

業務内容やそのプロセスを事務処理マニュアルの作成等により見える化することにより、担当者の異動時の引継ぎがスムーズにいくことはもとより、業務プロセスに内在している不合理なルールや無駄の排除につながり、結果として地方自治運営の基本原則、最少の経費で最大の効果に資することになります。

今後においては、交付要綱等の確認、職員間での情報共有の徹底や組織内のチェック体制の強化に努めてください。

(3) 持続可能な財政運営。

令和6年度の普通会計における経常収支比率は96.6%となり、前年度と比較して1.2ポイントの増となりました。今後は、令和3年度で終了した大型投資事業の起債償還や、一般廃棄物処理施設や最終処分場の建設などが予定され、ますます厳しい財政事情が予想されることから、これまでも増して、国の地方財政措置や経済対策の動向に注視しながら、厳しい社会情勢にあっても安定した財政運営に努めてください。

今後の事業、施策の展開に当たっては、投資効果を十分に見極めつつ、補助金等の精査も適時行い、健全な財政運営の維持に努めてください。

次に、9ページ、5、審査の総括的意見ですが、今回の決算審査に当たり、地方自治法第2条第14項に定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を基本的な視点にして進めました。

当町の各会計の予算及び収入、支出額の決算計数について関係帳簿及び証拠書類を照査し計

数を突合、さらに、計数の根幹をなす事項及び社会的関心度の高い事項についてヒアリングを行い審査した結果、おおむね適正な処理と認められました。

このほか、各課へ令和6年度運営方針のチェック表の提出を求め、運営状況、施策の実施状況、今後の方針等についても説明を受けました。各課の重点的に取り組んだ主な活動状況及び指摘事項を次に列記しましたので、お目通し願います。

次に、12ページ、6、審査の個別的意見につきましては記載のとおりです。

次に、18ページ、7、財産に関する調書について報告いたします。

(1) 土地から(6)基金までの項目について、関係帳簿と突合の結果、計数は正確でした。株券(有価証券)及び出資金、出捐金は、証券と保管台帳を突合の結果、残高は正確で保管も適正に処理されておりました。

21ページ、第二令和6年度平泉町基金運用状況審査意見書について報告します。

4、審査の結果。

各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書とも突合して審査した結果、基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理も適正に適切に行われていました。全般にわたり、おおむね適正に運用を管理されているものと認められました。

37ページ、第三令和6年度平泉町下水道事業会計決算審査意見書について報告します。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりです。

38ページ、5、審査の結果につきましては、予算額を超えて一般会計補助金が営業外収益として計上された事案を除き、(1)から(5)に記載どおり、適正な事務処理と認められました。

6、審査意見の総括になりますが、下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、特別会計から公営企業会計に移行しております。当年度の会計処理において、一般会計補助金が予算額を超えて営業外収益として計上されておりました。再度、地方公営企業法の確認を行うとともに、議決の趣旨に沿い、会計処理に当たっては適正に処理を行ってください。

当年度の業務概況及び収支状況は上述のとおりで、下水道事業においては、公共下水道事業、農業集落排水事業ともにコロナ禍からの経済活動の回復の効果により、水洗化人口の減少にもかかわらず、年間総処理量、年間総有収水量ともに増加となりました。

全体として横ばい傾向の下、下水道事業を安定的に提供するため、経営改善や建設改良事業等が実施され、決算上は純利益を計上しましたが、減価償却費や維持管理費、企業債償還金等により経費がかさみ、多額の一般会計補助金、出資金を充当して経営を遂行したところであります。

上記のとおり、下水道事業は多額の経費を要し、一般会計からの繰り出しも多額となっていることから、事業を進めるに当たっては、限られた財源の中で、経営戦略と各計画の整合を図るとともに、収入率及び接続率の向上による収益の確保や経費節減等、効率的な事業運営に取り組み、安定した経営に努め、生活環境の整備を進めるよう望みます。

下水道は、町民の健康で快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全等の多面的な機能を

持ち、町民の暮らしに大きな役割を果たすことから、今後、特にもさらなる接続率の向上を促進していく必要があります。

今後においても、人口減少の進行や節水型社会の進展による水需要の減少など、使用料収益の大幅な伸びは期待できない状況にあります。また、これまで整備された施設の適正な維持管理や老朽化対策など、経営環境はますます厳しくなると予測されます。

今後とも、社会状況の変化に応じたサービス水準の向上を図るとともに、財務諸表の動向を常に把握しながら高いコスト意識を持って、一般会計補助金、出資金の縮減をはじめとするさらなる経営の健全、効率化の推進に取り組をお願いします。

また、公営企業会計への移行や公共下水道事業、農業集落排水事業の統合のメリットを業務において十分に反映し、引き続き安定的な下水道事業の提供に努め、住民福祉の向上に寄与されるよう望みます。

40ページ、7、業務実績から46ページ、10、財政状態につきましては記載のとおりですので、お目通し願います。

以上で下水道事業会計の決算審査意見のご報告を終わります。

53ページ、第四令和6年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりです。

54ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載どおり、適正な事務処理と認められました。

55ページ、6、審査の総括的意見。

給水収益については、表に掲載の令和3年度以降、令和4年度は約87万円の減少、令和5年度は約80万円の増加となり、若干の持ち直し感が見られたものの、令和6年度は約233万円の減少となりました。その主たる要因としては、昨今の物価高に伴う水道の使用控えによる影響が挙げられます。

次に、未収入額については、令和6年度も令和5年度に続き、対前年度比増加となりました。未収入率においても同様の結果となっており、今後もより一層、早期の納付相談や給水停止等を含めた積極的な滞納整理対策を継続し、新たな未収の発生防止と未収金の早期回収に努めてください。

水道事業の運営は順調です。しかし、現在も続く人口減少により、使用量の増加が見込めない、構造的とも言える有収水量の減少傾向に対処していくためには、給水原価の一層の引き下げも必要であります。そのような状況での設備の維持修繕については、引き続きアセットマネジメント（資産管理）の結果を分析、活用し、老朽化した給水管対策を含め、平成31年2月策定の平泉町上水道ビジョン及び平泉町簡易水道ビジョンに基づき着実に実行してください。

また、漏水防止対策は、給水原価の引下げや有収率向上へつながる水道事業経営上、重要な課題です。平成28年度から10か年計画で実施されている鉛製給水管の更新は9年目を経過し、おおむね86%の鉛製給水管が更新されました。令和6年度も漏水による修繕料の対前年度比減少が見られることから、今後とも、鉛製給水管の更新及び漏水調査を引き続き実施し、有収率

向上が図られるよう効果的な漏水防止対策に取り組んでください。

これから先、人口減少に伴う料金収入の減少、配水池を含む各施設の老朽化及び耐震化に伴う更新など、投資の増加といった事業環境の変化を見据え、必要な給水収益を安定的に確保すべく、引き続き水道事業の運営に邁進されるようお願いいたします。

56ページ、7、審査の個別的意見につきましては、(1) から (7) に記載どおりですので、お目通し願います。

以上で、令和6年度平泉町歳入歳出決算審査報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案について、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、認定案件7件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第35号から日程第21、議案第44号までの条例案件4件、事件案件1件、補正予算案件5件、合計10件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件4件、事件案件1件、補正予算案件5件、合計10件につきましてご説明申し上げます。

初めに、条例案件4件につきましてご説明申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

議案第35号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、15ページに記載のとおり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書16ページをお開き願います。

議案第36号、平泉町立体育館設置条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、19ページに記載のとおり、町内社会体育施設の使用料の改定を行うにあたり、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書20ページをお開き願います。

議案第37号、平泉町立学校施設の開放に関する条例でございます。

提案理由であります、23ページに記載のとおり、町民のスポーツ活動等の場として、学校教育に支障のない範囲で開放する学校施設の使用料金を設定するにあたり、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書24ページをお開き願います。

議案第38号、平泉町立認定こども園設置条例でございます。

提案理由であります、25ページに記載のとおり、町立保育所及び町立幼稚園を認定こども園に移行することに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、事件案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

議案第39号、令和6年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

令和6年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金2,339万7,807円のうち1,000万円を資本金に、200万円を減債積立金に、800万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越そうとするものでございます。

提案理由であります、令和6年度平泉町水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案するものでございます。

次に、補正予算案件5件につきましてご説明いたします。

議案書27ページをお開き願います。

議案第40号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和7年度平泉町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,712万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億181万2,000円としようとするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によろうとするものでございます。

次に、議案書55ページをお開き願います。

議案第41号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,573万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億493万円としようとするものでございます。

次に、61ページをお開き願います。

議案第42号、令和7年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,096万4,000円としようとするものでございます。

次に、67ページをお開き願います。

議案第43号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,781万8,000円としようとするものでございます。

次に、73ページをお開き願います。

議案第44号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,620万5,000円としようとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第35号から議案第44号まで、ただいまの説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号から議案第44号まで、条例案件4件、事件案件1件、補正予算案件5件、合計10件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

議長（高橋拓生君）

それでは再開いたします。

日程第22、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許可いたします。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

通告1番、公明党の大友仁子でございます。

それでは質問させていただきます。

1番、高齢者福祉の充実について伺います。

（1）認知症施策の推進について。

国内の認知症の高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害（MCI）高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るといふ認識の下、共生社会の実現を加速することが重要であります。

昨年1月には認知症基本法が施行されました。特に地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っております。

そこで①町が軸となり、小中学校の児童生徒、地域の企業や自治会等と連携して、認知症サポーター養成講座のさらなる展開や、「新しい認知症観」を定着させる啓発資料の作成配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取り組みを強化すべきと考えますが、見解を伺います。

②認知症の人の行動・心理症状（BPSD）の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

③認知症の本人や家族らが、診断後早い段階で、同じ経験をした方々との情報共有や様々なアドバイスが受けられるように、地域における認知症ピアサポート環境の整備も重要と考えますが、見解を伺います。

（2）高齢者の健康相談所を開設する考えはないか伺います。

2番、災害時の女性防災担当職員について伺います。

昨年、元日に発生した能登半島地震でも避難所の環境が問題となりました。避難所生活の中で、女性や高齢者が「困ったこと」など、様々なご意見があり、特に女性ならではの視点から、避難所生活の改善点など多くの要望が寄せられました。

そこで（1）当町では防災・危機管理部局に何人の女性職員が配置されているのか、今後の増員の予定はあるのか伺います。

（2）女性や子供、高齢者が必要とされる備蓄用品の状況について伺います。

質問は以上であります。ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

高齢者福祉の充実についてのご質問がありました。

初めに、認知症に関する知識及び認知症の人への理解を深める取り組みの強化についてですが、高齢化の進行に伴い、誰もが認知症になり得ることを踏まえ、認知症になっても自分らしく希望を持って暮らせるよう、住み慣れた地域で仲間とつながり、個人としてできること、やりたいことを実現できるという新しい認知症観をさらに普及していくことが必要だと考えております。

町では、小中学校や各地区、団体などを対象とした認知症サポーター養成講座を開催しており、今年度は、新たに夏休み期間を利用し、小学校の放課後児童クラブに通う児童等を対象とした認知症サポーター養成講座を開催するなど、取り組みの工夫を図っているところであります。そのほか、認知症講演会や認知症月間に合わせた啓発資料の展示や配布も実施することとしておりますので、引き続き、様々な機会を捉え、新しい認知症観の普及に努めてまいります。

次に、認知症の人の行動・心理症状（BPSD）の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るためのユマニチュードの普及についてですが、ユマニチュードは、見る、話す、触れる、立つといった4つを基本に、認知症の人に寄り添う介護技術として全国の医療機関や介護施設、専門教育の現場等で実践されているところであります。

認知症高齢者の増加が見込まれる中、本人や家族等が安心して暮らすために、地域の人にも認知症の介護技術について学ぶことは有意義であると考えますので、ユマニチュードの考え方も参考にしながら、認知症の人と良好な関係を築き、介護者の負担軽減につながる取り組みについて研究してまいります。

次に、地域における認知症ピアサポート環境の整備についてですが、認知症は本人だけでなく介護する家族等の負担も大きく、介護が長引くことで身体的にも精神的にも疲弊することが予想されることから、介護負担の軽減につながるピアサポートの環境を整えることは必要と考えます。認知症の人にしばしば生じる幻覚や妄想といった症状は、適切な介護や環境を整えることで、その発症予防や軽減につながると言われております。

このことから、町では認知症の人や家族、ボランティア等が集い、認知症について学び、情報交換をする場としてほほえみカフェを毎月開催しております。この取り組みは、同じ悩みや不安を抱える家族同士が交流するピアサポートの側面もありますので、引き続き、この活動を通じて家族等の介護負担の軽減に努めてまいります。

次に、高齢者の健康相談所の開設についてであります。町では保健センターにおいて、保健師や管理栄養士などが心と体の健康相談を随時実施しているほか、健診時の指導会や心の健康相談会などを定期的に開催し、町民の健康の保持増進に努めております。

また、ひらいずみ地域包括支援センターが高齢者の相互相談の役割を担っており、介護福祉医療をはじめ、生活全般における様々な悩みや相談に対応し、必要に応じて連携を図っているところでもあります。

現時点では高齢者の健康相談所を開設する予定はありませんが、コンパクトな町のメリットを活かし、町民の皆さんが気軽に相談できる環境づくりとその周知に努めてまいります。

続いて、災害時の女性防災担当職員についてのご質問がありました。

初めに、防災・危機管理部門における女性職員の配置と今後の増員予定についてですが、当町の防災危機管理を統括する総務課には現在13名の職員が所属しており、そのうち女性職員は4名となっております。災害時には総務課において災害対策本部を設置し、保健福祉担当課をはじめとする関係部局と緊密に連携して、女性、子供、高齢者、障害のある方、妊産婦など、災害時に要配慮者への支援体制を構築いたします。

避難所運営において、女性職員の視点を取り入れることは、多様なニーズを的確に把握し、きめ細やかな対応につなげる上で非常に重要であると認識をしております。そのため、災害対策本部や各避難所の運営体制において、女性職員の適正な配置を行うとともに、防災・避難所運営に関する専門研修の受講機会を拡大し人材育成を進めます。また、女性職員の配置については、定期的に見直しを行い、必要に応じた増員を検討するなど、体制強化に努めてまいります。

次に、女性や子供、高齢者が必要とする備蓄用品の状況についてであります。当町では災害時要配慮者への対応として、女性向けには生理用品300枚、乳幼児向けに使い捨て哺乳瓶100個、高齢者等のために簡易折り畳みベッド100台、プライバシー確保のための簡易マルチテント100張などを備蓄しております。

今後は、町の人口構成や想定避難所数、想定避難日数等を踏まえた適正数量の見直しを行うとともに、保管・最新方法の最適化を図ります。

また、災害協定を締結している民間事業者との連携強化により、流通在庫の活用を含めた調達手段の多様化も進めてまいります。さらに、避難所内のプライバシー確保や衛生環境の改善のために、マルチテントの増設や授乳・更衣スペースの確保など、女性や子供、高齢者の方々が安心して避難生活を送ることができる環境整備を計画的に進めてまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

大友仁子議員からのご質問にお答えします。

児童生徒や自治会等と連携し、認知症への理解を深める取り組みについてのご質問がありました。

認知症施策につきましては、認知症基本法において、教育分野も含めた総合的な取り組みが求められております。また、小・中学校の学習指導要領においても、高齢者の関わりや介護に

ついて学ぶことが示されており、認知症に対する理解を深め、共生社会の実現を目指すことが学校教育においても重要な課題であると認識しているところであります。

当町の小中学校では、各教科をはじめ様々な教育活動の中で、高齢者の生活や特性について学ぶ機会を設けており、社会福祉協議会が実施している「サマーボランティアスクール」での老人福祉施設訪問や施設利用者との交流などを通じて、児童生徒が地域福祉や高齢者の生活や特性への理解を深めています。

また、保健センターが毎年主催している「孫世代のための認知症講座」を学校単位で教育課程に位置づけながら、認知症についての誤解や偏見をなくすとともに、自分の祖父母や地域の高齢者への思いやりやいたわりの心を育むことを目的に、症状を理解しながら具体的な接し方についても学んでおります。

当町といたしましては、児童生徒が認知症や高齢者の生活について理解を深め、差別や偏見のない思いやりのある社会を形成できるよう、引き続き関係機関との連携を図りながら、児童生徒の認知症への理解促進に向けた教育活動の充実に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、再質問させていただきます。

初めに、観光商工課長にですが、町として地域の企業などに認知症サポート養成講座の展開や、新しい認知症観を定着させる啓発資料などの作成配布などは取り組む考えはございますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

認知症の地域の企業での取り組む考えについて、今ご質問がありましたけれども、まず認知症につきまして、社会全体で正しく理解して偏見をなくすということが必要であるというふうに考えております。認知症は誰でもなる病気であるというふうなことも言われておりますが、しかし、認知症になっても一人一人が生きがいを持って、個人としてできることですか、やりたいことがあるというふうに思いますので、まず地域住民のみならず、今ご質問あったとおり、地域の企業でも社会全体で理解し取り組むということは非常に大事なことであるというふうな認識を持っております。

ただ、当課で独自に取り組むということは非常に難しい内容でもありますので、担当課である保健センターですとか、商工会と連携して取り組みが必要であるというふうに考えております。

これまで毎年、企業懇談会というものを開催しておりますが、その中で、これまでも自死対策ということで、企業懇談会には町内の企業の経営者が来ておりますので、そういったところ

でリーフレットを配布して説明もしておりますので、そういったことは当課とてしてできるかなというふうに思っておりますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、次に、小中学校での様々な認知症への取り組みが答弁にありましたが、社会福祉協議会が実施しているサマーボランティアスクールの具体的な取り組みを伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

社会福祉協議会が実施しているサマーボランティアスクールの内容でございますが、本年度につきましては、7月下旬、夏休みの期間に実施し、平泉小学校、長島小学校の児童がそれぞれ参加したというようなところでございます。

慶泉荘と長島のいこいの結といった施設に数名ずつ参加したというようなところでございまして、その施設にいらっしゃる高齢者の方々といろいろな交流をしたり、車椅子の乗車等の体験とか、高齢者等と手づくりしながら交流を深めたといったようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それで募集とかかけて、行きたい人が行く感じなんでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

サマーボランティアに関しましては、社会福祉協議会が主催してございますので、そちらのほうで募集をかけているといったような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それは、何人参加したかというのは把握しておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

参加した人数になりますが、平泉小学校の児童が13名、長島小学校の児童が2名というよう

な実績がございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

そのほかの児童たちへの対応というか、聞きたい、認知症の方に関わりたいという生徒さんは13名と2名だけだったんですが、そのほかにこの認知症に対する啓発運動とかというのはないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

認知症に関する学びでございますが、今回の社会福祉協議会で実施しているサマーボランティアであったり、保健センターのほうで実施している認知症の講座といったものがございますが、そういった形で継続して高齢者と触れ合う機会を持つことというものを非常に大事ではないかなと考えてございます。

そのため、今後も引き続き、そういった保健センターの事業であったり社会福祉協議会が主催する取り組みについて、児童生徒が参加するといったようなところで、その中でそういった高齢者との体験かつ体験的な学習であったり、交流の場を重ねることで、今後、児童生徒が理解を深めるようにといったようなところで、教育委員会といたしましても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

代表の生徒さんだけではなく、やっぱり全員がその関わりをしていただきたいなと思います。

そこですけれども、参加した生徒さんは、アンケート調査とか感想文とか書いているんでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今年度、既に長島小学校4年生が、保健センターが実施しました認知症の講座のところでもアンケートを取ったところではございますが、その長島小学校の児童からは、「怒らず優しく接したい」「できることをやりたい」といった感想が寄せられてございます。これらにつきましては、児童の態度や行動の変化が表れているのではないかなといったようなところでございます。

今後、11月に中学校で実施されますので、今後もそういったアンケートを通じて、その認知

症に対する理解といたしますか、そういった成果を確認しながら、今後、児童生徒のそういった認知症に対する理解がさらに深まるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

このような事例があります。認知症の人への理解を深める体験型教育ということで、東京都の八王子市では、小学生が認知症の方への手助けを学ぶ授業があるそうです。現在、認知症サポーター養成講座が全国で展開され、認知症サポーターの育成を図っていますが、座学を中心とした講義では受動的になってしまう傾向がありました。受け身だけです。八王子市ではこの講義形式での講習を駄菓子屋さんでの応対ということで、体験型の学習として認知症の人と子供たちが売手や買手となって交流を図るといった体験学習を講座に組み込んだそうです。

この体験学習は、認知症の当事者と直接交流することにより、当事者と同じ目線に立って当事者の気持ちや考えに触れることで、体感として認知症への理解を深める狙いをしているということです。

そして、体験学習を終えた児童からは、「認知症の人は何もできない、何でも忘れてしまうのかと思っていた。でも、実際は違った。話せば普通だし、一緒に交流ができて楽しかった。少し手伝えればみんなと同じように生活できるんだと分かった」と感想があったそうです。認知症への偏見は全く見られなかったということです。こういうような事例もありますので、ぜひ全校生徒に対して認知症への理解を深めていただきたいなと思います。

次に、（２）のユマニチュードですが、年齢に関係なく認知症は誰でも起こり得る、65歳以上に多いですが、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要です。実際に、記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者、家族の不安から行動・心理症状が発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを、答弁にもありましたけれども、見る、話す、触れる、立つの4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目されておりますが、このような方法があることを周知はしていますか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

ユマニチュード、認知症の介護技術の周知というところでございますが、認知症のケア技術というところでは周知を図っているところですが、具体的にユマニチュードというふうな技法についての周知は、今までは行ってはございません。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今後、やる予定はありますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

今後のユマニチュードの普及ということでございますが、多くは医療機関ですとか介護施設とか、それから専門教育、介護士になる方とか、そういった方の教育の一環で学ぶことが多いとお聞きしているところですが、一般の方にとっても参考にするべきところはあるかなと思っております。

町としましても、介護講座、それから地域で通いの場等に出向いておりますので、そういった機会を通して、こういったユマニチュードのケア技法というところを参考にしながら、町民の方にもお伝えできればと思っております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

ぜひ、ユマニチュードというものがあるということをお知らせ願いたいと思います。

次、ピアサポートですが、主要施策成果報告書の48ページにございます認知症支援ということで、認知症カフェ「ほほえみカフェ平泉」、回数が12回で参加人数が227名となっております。認知症サポーター養成講座も4回やって、151名の参加ということで、認知症カフェは1か月に1回行っているということです。1回につき、これ割ると20名ぐらいの参加ということになると思うんですが、1回につき20名は少な過ぎると思われまして。それで、どのような周知の仕方というか、行っていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

認知症カフェの周知方法につきましてですが、まず初めに、町民に向けて年間の介護講座等を含めた高齢者福祉サービスに関するリーフレットを春に全戸配布して周知しておりますし、それからホームページ等にも掲載というところで周知を図っているところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

認知症の入り口の部分の人とすごい重症の人ともいると思うんですが、結構周りにおられますので、家族さんにぜひ徹底して周知をしていただければと思います。やっぱり家族は大変なんですね。どのように関わっていったらいいのかということが問題だと思います。

9月6日、76歳の方の投稿ですが、「認知症がよく報道されております。私も最近記憶力が落ちてきて、気になって仕方がありません。私の父も認知症で、症状が改善しないまま亡くな

りました。まさに我が身のこととして真正面から向き合うようになりました。報道によると、認知症に効果がある医薬品も研究開発されているようなので、医療機関や薬局で手に入るようになるまで、今の暮らしが続くようにサプリメントなどを利用してしのぎたいと思います。専門家によれば、認知症とはこれまでその人が持っていた社会生活や家庭生活を継続することを困難になるほどの認知症機能低下を指します。しかし、物忘れなどの多くは、環境改善や心理的ケア、薬物療法で改善可能であり、適切な支援があれば最後まで自分の意思に沿った生活を維持することは可能です。老化を防ぐには、医療に加え、誰でも安心して年を重ねることができる環境の整備が欠かせません。家族だけでなく、地域や自治体の認知症に対する細やかな支援体制を望みます。」というこの投稿がございましたので、ぜひ役場のほうでも細やかな支援体制を望みたいと思います。

それで、新聞に載っていたんですが、認知症の対処療法としまして、定期的に室内の換気をすることも大切だそうです。台所で料理して二酸化炭素とか起きますので、定期的に換気をする。そして聴力と視力を保つ。耳が遠くなるとやっぱり認知症になるケースが多くあるということです。あとは交友関係を大切に。他人とのコミュニケーションを図っていくということに気しながら生活習慣をしていきたいと思います。

それでは、次にまいります。

高齢者の相談所についてですが、保健センターなどでやっていると同いしましたが、随時保健センターに来て相談を受ける方はおりますか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

随時、高齢者の方が保健センターに来て相談されているかということかと思えますけれども、来所もありますし、電話等での相談というところもあります。相談の内容につきましては、必要に応じまして、例えば介護などの相談であればひらいずみ地域包括支援センターにつなぐですとか、また健康管理というんですかね、健診に関することなどにつきましては、保健センターの中で過去の健診結果なども踏まえながら、相談するといったところで随時実施しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

問題は、気軽に相談できるという環境が必要だと思うんですね。ひらいずみ地域包括支援センターがありますが、ここは高齢者の総合的相談所の役割を担っていると伺ったんですが、この場所、包括支援センターでの役割というか、このことを町民の皆さんが知っておりますか。私は知らなかったんですけれども、このことについて伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

地域包括支援センターの役割というところでございますが、地域包括支援センターにつきましては、高齢者の方の総合相談、それから権利擁護に関すること、それから虐待に関すること、介護保険に関することなど、様々な悩みに、ご相談に応じているというところでございます。地域のほうに相談があった場合には家庭訪問などもしておりますし、それから講話ということで、認知症に関することも含めまして、介護保険に関することなどの講話なども行っております。

その周知につきましては、様々な場面でPRをしているところではございますが、まだまだご存じない方もいらっしゃるというふうなお話でございますので、引き続きPR等をして、ぜひ気軽にご相談いただけるように周知してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

そのようにお願いしたいと思います。

一関市においては、一関市まちの保健室という名目で試行的に開設しましたということで新聞にも載りましたが、一関市はカワチさんとかイオンスーパーセンターさんとかでやるということなんですが、例えば平泉の薬王堂さんとか、そんなことは考えていませんか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

他の自治体では、そういった店舗において健康相談をするというふうな取り組みもされているというふうにお聞きしたところでございますが、平泉町につきましては、健康相談ではございませんが、毎年、一関保健所さんと平泉町の食生活改善推進協議会が協力して、減塩に関するPRとか、そういったもので町内の店舗さんをお借りしましてPRといったような活動もしているところでございます。

健康相談という内容では実施はしておりませんが、そういった形で協力してPRする場面というのをつくってございます。また今後は、そういった形の健康相談コーナーがあればということがあれば検討もしてまいりたいと思いますが、基本的には自治体の規模感というんですかね、平泉町でいえばコンパクトな町のメリットというのがございますので、保健センターを中心に保健師、管理栄養士が健康相談を随時実施しているということ、またお気軽に相談できるというところのPRを今後考えていきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、最後になりました。

災害時の女性防災担当職員についてですが、答弁にありました備蓄用品ですが、関係機関と

連携取って、足りない分は補助できるということですよ。この中の代表的なものを言われたと思うんですけども、特に乳幼児向けの哺乳瓶100個はいいんですが、液体ミルクもぜひ備蓄品として図っていただきたいと思います。

その上で、国では2020年に男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインを作成しました。取り組みのポイントとして、1番、避難所で男女別の物干し場や更衣室を設ける、2番、避難所運営のリーダーの3割以上を女性にする、3番、自治体の防災担当職員への女性の採用、登用を促進するなどを挙げております。

避難所においては、女性は避難所運営に関わることによって、今年の能登半島地震の避難所になっている小学校では、女性看護師の提案で下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交代で常駐する対応を取った結果、女性避難者から「人目を気にせず用品を取りにこられた」との声があったそうです。このようなことから、女性の視点がいかに重要かは理解できると思われまます。

このようなことについての見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、議員のおっしゃられた能登半島地震における事例でございますけれども、避難所運営におきまして、女性の視点を取り入れることがいかに重要であるかということを示す貴重な事例であるというふうには認識いたしました。

避難所におきましては、やはりプライバシーの確保でありますとか、衛生用品の調達など、特に女性特有のニーズというものが生じるわけでございますので、ご紹介いただいたような女性看護師とか女性の民生委員が運営に関わるというようなことが、避難女性が抱える様々な不安や課題に対して、きめ細やかに対応することが可能となるというふうに捉えております。

本町におきましては、現在女性職員に関しましては、いざというときに体制を組む中で、総務対策部からいろんな民生対策部等合わせますと87名の職員で対応することになりまして、うち女性が36名、率にしますと41.4%というような職員数でございます。

そういった中でいろいろシフトを組んで女性も対応に当たるわけですが、まず今の取り組みといたしましては、避難所運営に関してですけれども、本年の5月に平泉町避難所運営マニュアルを策定いたしまして、これに基づきまして11区、12区、13区の区民の方合同で避難所運営訓練を7月の中旬に実践的な訓練を実施いたしました。

これは、事前学習も行ってございまして、今後、事後の検討会を行う予定でございます。そういった中で、避難所運営全体に関することでの意見を伺うわけですが、今、議員のご質問いただいた、いろんな必要な備品で不足しているものは何かとか、あるいは女性のプライバシーを守るためのスペース確保についてであるとか、そういったことについて実際の訓練を通じての意見を伺うというような予定としてございます。

それから、この避難所、今申し上げたマニュアルにつきましては、男女共同参画の視点によ

る配慮という項目の中で、いろいろこれまでの東日本大震災とか能登半島地震の反省を踏まえた中で、例えば授乳や着替えの場所、女性専用の物干し場がなくプライバシーが確保されなかったことの反省を踏まえて、あるいは女性が食事の準備や清掃を割り振られるというようなことが当たり前のように捉えられていたというようなこともございます。これらを男女共同参画の視点によって改めていくということで、これらに配慮した避難所運営が求められておりますので、こういったところを踏まえますと、やはり避難所の運営を実際行う際には、避難所運営のメンバーに複数の女性メンバーを入れるということとしております。

それは、職員ほか、それから実際に自主防災組織とか避難される方の中にも避難所運営に協力いただける方がいらっしゃると思いますので、そういった方も女性として携わっていただくということが必要であるというふうに考えております。

いずれ、女性の視点を取り入れた避難所運営については重要であるという認識から、今後具体的に、例えば女性用品の配布方法とか、あとは授乳スペースの確保など具体的な対応も確認してまいりたいというふうに思います。

さらには、町の取り組みといたしましては、女性の視点を生かした避難所運営の強化を図るために、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、女性防災リーダーの育成強化、こちら各自主防災組織には働きかけておりますが、議員も取得されましたけれども、防災士の資格取得をできる限り多く、その中では女性の方も含めてそういう防災のリーダー的な役割を担う、そういう人材の育成確保に努めてまいりたいというふうに思います。また各避難所においては、複数避難所設営した場合には、少なくとも女性相談会窓口といったものを標準的に設置できるように、そういう検討を行ってまいりたいと思います。それから、先ほど申し上げた避難所運営となりますと24時間体制での見守りといったこともありますので、そこに女性職員、限られた人材ではありますが、複数の職員をシフトで配置できるように、そういったことも含めて、災害時には誰もが安心して避難生活を送れるような多様な視点を取り入れた避難所運営を今後も推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、いつ、どこで起こるか分からない災害なので、ぜひこういう細かい視点からしていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時54分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

先ほどの大友議員の一般質問の質疑に対しまして、千葉教育次長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

先ほどの答弁におきまして、令和7年度のサマーボランティアスクールの実施内容につきましての説明に一部不足がございましたので、改めて答弁させていただければと思います。

令和7年度のサマーボランティアスクールには、まず慶泉荘に平泉小学校児童が11名、長島小学校児童が1名、いこいの結に平泉小学校児童が2名、長島小学校児童が1名、あとさわなり苑のほうに長島小学校児童が5名ということで、高齢者施設のほうには、合計で平泉小学校児童が13名、長島小学校児童7名が参加しております。

このほか、サマーボランティアスクールの中で、黄金荘のほうでも実施しておりまして、黄金荘には、平泉中学校の生徒1名が参加したというところでございます。

説明に不足がありましたことを改めておわび申し上げます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友議員、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（高橋拓生君）

それでは、進めます。

通告2番、千葉多嘉男議員、登壇、質問願います。

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

通告2番、千葉多嘉男です。

それでは、さきに通告しておりました3点について一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の障害者支援サービスについてでございます。

国の障害保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらも共生する社会の実現に寄与することを目指して制度の整備をされているところでございます。

障がい者向けの支援サービスについては、個々の障害のある人々の障害や勘案すべき事項を踏まえ、個別に資金決定が行われる障がい福祉サービスと、市町村の創意工夫により、利用者

の方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されていますが、それぞれのサービスの取り組みについて質問させていただきます。

(1) の障がい福祉サービスについてでございます。

障がい福祉サービスについては、介護の支援を受ける場合には介護給付、訓練等の支給を受ける場合には訓練等給付に位置づけられております。それぞれ利用の際のプロセスが異なっており、令和6年3月において障がい者福祉計画を策定する際のアンケート調査では、障がい福祉サービス利用時に困っていることについて、「自分ができるサービス・利用方法が分からない」27%、「サービスが複雑で分かりづらい」21%が主な回答であったことから、サービスの内容や利用方法について周知の徹底が必要と思いますが、見解を伺います。また、サービスの利用状況についても伺います。

(2) の地域生活支援事業についてでございます。

地域生活支援事業については、事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業となっておりますが、事業の具体的な内容と、必須事業と任意事業の別について伺います。

また、任意事業において、寝たきりで独居老人等で独りでは入浴できない障がい者に対して日常生活支援である訪問入浴サービス事業などを追加し、対応すべきと思いますが、考えを伺います。

(3) 地域障害児支援体制強化事業についてでございます。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制を強化を図る目的として、地域障害児支援体制強化事業が創設されたところでございますが、その事業内容と平泉町として事業に取り組む考えがあるか伺います。

質問は以上でございます。ご答弁のほどよろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えをいたします。

障がい者福祉支援についてのご質問がありました。

初めに、障がい福祉サービスについてですが、障がい福祉サービスは地域社会における共生の実現に向けた理念の下、障害者総合支援法に基づき、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。申請や相談があった場合は、保健センターの窓口において分かりやすい説明に努めているところですが、利用できるサービスや利用方法が分からないといった意見もあると承知しているところであります。

障がい福祉サービスの内容や利用方法の周知につきましては、町広報やホームページへの掲載、民生児童委員や関係機関への町障がい者保健福祉サービスガイドブックの配布、啓発事業であるココロフェスタの場を活用するなどして、引き続き理解促進を図ってまいります。また、

必要に応じて相談支援専門員や関係機関との連携を図り、対象者に合わせた支援につながるよう努めてまいります。

次に、障害福祉サービスの利用状況についてですが、令和6年度における自立支援給付の主なサービスである介護給付費と訓練等給付費で申し上げますと、介護給付費では、生活介護が全体の約6割を占めており、次いで施設入所支援となっております。また、訓練等給付費では、就労継続支援B型が最も多く、約5割を占めており、次いで共同生活援助となっております。

続いて、地域生活支援事業についてですが、町では、必須事業である障がい者の理解促進・啓発事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業などを行っているほか、任意事業として障がい者の日中活動の場の確保と、家族支援である日中一時支援事業を実施しております。

国では、任意事業として訪問入浴者が自宅に行き、入浴サービスを提供する訪問入浴サービス事業も推奨しております。当町においては、介護給付における居宅介護や生活介護により入浴の支援も受けられることから、現段階では、訪問入浴サービス事業の実施は予定していませんが、今後もニーズの把握に努めてまいります。

続いて、地域障害児支援体制強化事業についてですが、事業の内容としましては、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障がい児の支援体制を強化することを目的に、その中核となる児童発達支援センターの機能強化、巡回支援専門員の整備等を図るものです。

現在、児童発達支援センターの広域的な設置に向けて、一関市及び関係機関と協議を進めていくこととしており、引き続き障がい児が質の高い支援を受けることのできる環境整備を推進してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

順を追って再質問をさせていただきたいと思います。

まず、(1)障がい福祉サービスについてでございますが、先ほどの私のほうの質問の中でもありましたが、障がい福祉サービスの利用のプロセスについて具体的な違いについて伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

障がい福祉サービス利用のプロセスについて、具体的な違いについてということですが、障がい福祉サービスの自立支援給付には介護給付、それから訓練等給付などがございます。介護給付は障がい者支援区分の認定が必要であるのに対しまして、訓練等給付の一部を除いては、障がい者支援区分の認定を必要としないといった違いなどがございます。いずれも障害の種類ですとか程度、それから介護者、居住の状況、それからサービスの利用に関する意向等も勘案しながら、その方に合った必要なサービスの提供に努めているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

そのサービスの提供の際に、新規で手帳を交付する際には、町外からの転入者等でサービスの利用が想定される方については丁寧な説明が必要と思いますが、その対応について伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

新規で手帳を交付される方、それから町外からの転入者等でサービスの利用が想定される方についての説明についてというところになりますが、特にも新規で手帳を交付される方、それから町外からの転入者等で福祉サービスの利用が想定される方につきましては、毎年更新しております町障がい保健福祉ガイドブックを配布いたしまして、その方に合ったサービス内容を中心に丁寧な説明に努めているところでございます。

また、町長の答弁にもございましたとおり、必要に応じて相談支援専門員がおりますので、関係機関と連携しながら、必要な支援につながるよう努めているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

日中活動系サービスの中の生活介護につきましては、利用者が高齢化傾向にありまして、介護保険サービスへの移行が課題となっているようでございますが、その対策について伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

利用者が高齢化傾向にあるというところで、介護保険サービスへの移行に関する課題というところなのですけれども、基本的に65歳になりますと、障害福祉制度よりも介護保険制度が優先されるというところになっておりますが、生活介護のように、施設で入浴、排せつ、食事の介助、それから創作活動といった機会を提供するサービスであれば、介護保険でも同等のサービスがあるというところで、基本的には、介護保険制度へ移行する形にはなりますが、ただし、必ずしもそういったケースばかりではなくて、障害の特性によっては、なかなか別なサービス、別な場所で、それから介護者が違うとなると、環境とか支援者が変わることによって当事者の方の負担というのものもあるかと思えます。ですので、一律に介護保険制度が優先されるものではなく、個々の障害のある方の事情を踏まえながら、対象となる方、それからご家族の意向を確認して必要な支援が受けられるよう対策を取っているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

その関連でございますが、利用者やその家族にしてみますと、生活介護と介護保険制度との

違いの説明を受けたとしても、なかなか理解できない事項もあると思いますが、それについて分かりやすい説明が必要だと思いたすが、見解を伺いたす。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

なかなか制度が難しいというところでご理解がいただけないというところもあるかと思いたしたので、そういった場合には、相談支援専門員など関係機関と連携を図りながら、より当事者の方やご家族の困りに寄り添いながら、ご理解いただけるように努めてまいりたいと思いたしております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

サービスは受けられるのですが、どういったサービスがあるのか、その辺、説明していただければと思いたす。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

サービスの内容というところでは、あまり数的には多くはないのですが、最近では、高齢者や障がい者の人が同じ場所で様々なサービスが受けられるというふうな共生型サービスというのもできつつございたす。

また、障害のサービスから介護サービスに移行した際に、一定の要件を満たせば、介護保険サービスに係る利用者負担料を償還払いで受け取るといったような、高額障害福祉サービス等給付費といったような制度もございたす。利用される方は、それほど多くはありませんが、対象者の方に応じて、そういったサービスが使えるかどうかもご理解いただきながら進められるように説明を努めているところございたす。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

様々な中で就労継続支援に係る支援がありますが、その支援に係る働く場について、平泉町内での利用はどのくらいあるか、あればお伺いたしたいと思いたす。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

就労継続支援に係る働く場というところございたすが、町内におきましては、就労継続支援B型という事業所が3か所ほどございたす。必要な方が利用されているわけございたすが、利用状況につきましては、町内事務所に限ったものではありませんが、令和6年度は、20人の

方が町内の事業所、就労継続支援B型のほうで利用されているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今、お話ありました就労継続支援B型につきましては、通常の実業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の実業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態、その他の事情により、引き続き当該実業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の実業所へ雇用されるに至らなかった者、その他通常の実業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行うこととなっておりますが、町として、その対象事業者に対して何らかの助成を行っているかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

町として就労継続支援B型の実業所に何かしらの助成を行っているかということだと思えますけれども、現段階では、対象実業所に対して町からの助成は行っていないところでございます。就労継続支援B型につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの訓練給付に当たりますので、サービスの提供に応じて給付のほうをしてまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、各サービスに対する個人の費用負担はあるのかについてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

各サービスに対する個人の費用負担につきましては、基本的には、利用者の負担というのは所得の段階に応じて負担上限月額が設定されているところでございます。

18歳以上であれば、本人及び配偶者の所得に応じて負担上限月額が設定されております。非課税であれば、負担上限額はゼロ円ということで、多くの場合は、自己負担なくサービスを利用されているというふうな状況でございます。

それから、18歳未満のお子さんについてですが、こちらは保護者が属する世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されているところでございます。保護者が課税であれば、負担上限月額は4,600円ご負担をいただくということになっております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

利用者負担がやっぱりあるということでございますが、利用者負担について、利用者とその家族の経済支援の観点からも負担額はなかなか難しいとは思いますが、なしとする考えはございませんか。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

利用者負担額をなしにする考えはないかというところでございますが、利用者負担額につきましては、障害者総合支援法に基づくものというところで、対象者の所得段階に応じた負担上限月額となっているところでございます。

現段階では、負担額を一律になしとするようなことは予定してはおりませんが、制度をご理解いただけるように丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、（2）の地域生活支援事業についてでございますが、必須事業で実施されていない事業が見受けられるようですが、今後の利用の見通しについて伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

地域生活支援事業の必須事業項目でございますが、該当する人、それから団体などがないということもあって、地域生活支援事業として実施されていないものもあるところでございますが、必要に応じて広域的な取り組みですとか、他の事業でカバーするというところで実施してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

必須事業で実施されていない事業について、それぞれの事業内容と、その取り組みを検討しているものについてお知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

必須事業で未実施の事業について、今後の取り組みについてというところでございますが、必須事業で実施に至っていないというのが現在4つほどあるわけでございます。1つ目は、自発的活動支援事業になります。

事業内容につきましては、障がい者、それからご家族、それから地域住民の方などが自発的に行う活動を支援する事業というふうになっているところでございますが、この自発的活動支

援事業としての実施ではございませんが、現在、こころの健康づくりや実施対策活動を推進している傾聴ボランティアの活動に対しまして、高齢者保健福祉推進特別事業において助成を行っているというところで、地域住民の方が自発的に行っている活動に対する支援というところで実施しているところでございます。

それから、2つ目は、成年後見制度利用支援事業になりますが、こちらは事業内容としましては、補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な方に対しまして、費用を助成するというものになりますが、こちらのほうは現在のところ、該当者がいないというところで実施に至っていない事業になります。

3つ目は、成年後見制度法人後見支援事業になります。

事業内容としましては、市民後見を活用した法人後見を支援するための研修等を実施するといったような事業になります。

こちらは、昨年10月に一関市とともに設置いたしました一関地方成年後見センターにおきまして、広域的な取り組みについて今後検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから、4つ目でございますが、4つ目は、手話奉仕員養成研修事業になります。

事業内容としましては、聴覚障害のある方々のコミュニケーションのための手話の基礎的な技能と福祉制度への理解を深めるための研修となっているところでございます。

こちらにつきましても、広域的な取り組みの実施について、今後検討をしてまいりたいと考えております。

以上になります。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

今の事業について、それぞれ取り組みが利用する人がいなくてはなかなかできない事業でございますが、いずれ広域的な事業なところもあるようですので、積極的に取り組みを行っていただきたいと思っております。

次に、障がい者の学びの場につきましては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの整備を行っておりますが、18歳以降の進路について、一般就労及び福祉就労されている方以外の状況について伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

障害のあるお子さんの学びの場というところで、18歳以後の進路について一般就労及び福祉就労をされている方以外の状況についてでございますが、18歳以降の進路については、一般就

労や福祉的就労以外ですと、在宅生活の支援が主になるものかと思われます。

なお、特別支援学校を卒業されるお子さんにつきましては、卒業前に移行支援会議を行いまして、学校、それから地域の相談支援専門員など関係者が連携を図り、卒業後の進路の把握と、それから在宅生活であれば、必要な福祉サービスの利用につなぐなどしているところでございます。

昨年までの実績としましては、令和6年は対象者の方がいらっしゃらなかったのですが、今年度は3名の方が支援学校を卒業されるというところで、今後、進路に向けて関係機関と連携を図っていくというところになってございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

障がい児はもとより、その家族にとりましては、18歳以降の実社会での生活は、不安を抱きながら暮らしていくことになると思われますので、不安を解消すべく、関係者との連携を密接に行っていただきながら、必要な福祉サービスの提供についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、（3）地域障害児支援体制強化事業についてでございますが、答弁の中では、一関市及び関係機関と協議していくというお話でございましたが、今後のその協議日程が分かっているのであればお知らせください。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

地域の障がい児の支援体制強化というところで、児童発達支援センターの設置につきましては、国においては令和8年度末までに各市町村、または圏域に少なくとも1か所以上設置するというところを目標にしているところでございます。

一関市及び関係機関との協議につきましては、具体の協議はこれからというところになります。いずれも、障害のあるお子さんの支援体制の強化というところで、引き続き関係機関と協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

最後になりますが、事業の目的として、地域における障がい児支援の質の向上や保育所等への巡回支援を実施し、気になる段階から支援を行うための体制整備を図り、発達障がい児への支援やインクルージョンの推進等、地域における障がい児やその家族への支援体制の強化を図るとしていることから、この事業を早期に着手すべきだと思いますが、考えを伺います。

議長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

児童発達支援センターの早期の実施に向けた取り組みというところでございますが、地域における障害のあるお子さんの支援体制の強化につきましては、早期に事業に着手することが望まれていると考えているところでございます。引き続き、圏域における児童発達支援センターの設置に向けては、先ほど繰り返しにはなりますが、関係機関と協議を進めながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

こういった事業、やはり障がい児とかとその家族につきましては、大変悩みを持っているところがございますので、ぜひ早期に事業着手していただき、取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

議長（高橋拓生君）

これで千葉多嘉男議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時48分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告3番、小埜寺享議員、登壇、質問願います。

1番、小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

質問通告番号3番、小埜寺享です。

今回通告しております質問は、地域農業について、特に水田関係について、3項目の質問させていただきます。

今、多くの自治体では、農業不足や耕作放棄地の問題解決のために支援策を講じている、この問題にいろいろと取り組んでおります。平泉町においても、そのとおりでございます。

しかしながら、昨年の米の価格高騰により、令和の米騒動という問題が大きく取り沙汰され、農業問題、特に稲作に関しては、国にとって大きな課題をつけられる状態となりました。今、農業にとって大きな転換期を迎えたように思えるところでございます。

それでは、まず1つ目の質問は、農業経営基盤促進法等の改正によつての地域農業マスタープランから令和5年4月に地域計画に移行されたところではありますが、その地域計画が昨年度各地区において策定されまして、今年の3月31日付でその結果を公表されました。今回の地域計画策定において地域の課題・取組等、その地域農業マスタープランの時代から10年間何も

変わっていないように見受けられますが、この課題・取組等に行政として今後どのように関わっていくのかお伺いいたします。

2つ目に、国は、8月に行われた米の安定供給等実現関係閣僚会議におきまして、米の安定供給実現に向け、米の増産と農地の大区画化、農業経営の大規模化等にかじを切ることを明言されました。このことに町として今後どのような対応をしていくつもりなのか、見解をお伺いいたします。

3つ目に、県は農業経営の第三者継承支援を円滑に進めるために、6月に関係機関・団体で構成する「いわて農業経営第三者継承支援連絡会議」を設置いたしました。県外からの移住就農、地域農業の担い手確保などにつなげることとし、支援策など講ずることとしております。月1回の会議を開催する予定であることから、会議での情報を町として共有し、その情報を町民に発信する考えはないかお伺いします。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

小笠寺享議員からのご質問にお答えをいたします。

地域農業についてのご質問がありました。

初めに、地域計画策定における課題・取組等に行政がどう関わっていくかのご質問についてですが、平成24年度から取り組んできた地域農業マスタープランは、農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和5年4月1日に施行され、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画へと名称を変え、同法に位置づけられたところでもあります。

これまでは担い手である中心経営体に農地を集積していく将来方針でありましたが、地域計画では、担い手はもちろんですが、それ以外の農業を担う多様な経営体を含めて皆が主人公となって将来の地域農業を目標地図に示すこととし、当町では、4地区に分けて地域計画を作成したところです。

ご承知のとおり、農業者の高齢化、後継者不足、これに伴う耕作放棄地の増加が当町のみならず、全国的に課題となっております。

こうした中、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度の活用をしていくとともに、新規就農支援補助金や町独自の営農継続農業機械支援事業補助金等の活用を図るなど、引き続き県、JAなど、関係機関と連携し、新規就農者の確保を含め、地域農業の維持に努めてまいります。

次に、国の水田農業に関するご質問についてですが、国では、改正基本法に基づく初の食料・農業・農村基本計画が4月に閣議決定され、その中で「日本の農政は大転換が求められているとし、食料安全保障を確保し、これまでの殻を破る大胆な政策転換を行う」と公表されています。

こうした状況の中での農地の大区画化やスマート農業技術の活用、農業経営の大規模化等に

米の増産に転じる方向性が示されたものと認識しております。

水田政策は、令和9年度から抜本的に見直すこととされておりますので、国の動向を注視してまいります。当面は一関地方農業再生協議会の中で、関係機関と連携しながら対応してまいります。

次に、農業経営の第三者継承に関するご質問についてですが、農業経営の第三者継承支援については、農業の担い手不足や経営者の高齢化が課題となる中、県や関係機関が情報を共有し、農業経営から引退した人と新たに農業を始めたい人とのマッチングの支援を円滑に行うため設置されたものであり、大事な取り組みであると認識いたしております。

一関地域においても、8月に担当者会議が開かれ、現地支援チームの設置などについて検討が行われているところであり、今後支援内容や支援体制などについて具体的に決まり次第、広く周知するとともに、関係機関等と連携を図り、情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

それでは、追加質問をさせていただきます。

先ほど地域計画のお話をしましたけれども、次回はいつ開催する予定としておられるのかお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

今年度の座談会の開催につきましては、11月を予定しております。必要によっては、1月から2月にかけて2回目というようなところも考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

その協議内容といいますか、目標地図というのはいろんな形があつてしかりなのですが、前回示したのはあくまでも何か場当たりの目標地図というふうな感覚で私は捉えたのですけれども、今回はどのように進めるつもりかお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

その地域計画に係る話合いの中で、参加された方々の意見を聞きながら、その参加された方々の知り得る部分での地域計画、目標地図の策定というふうになっているというのは現状で

ございます。いずれ、参加されていない方の分については、承知していないという方が多いので、そういった部分がまだ未定というような部分になっております。今回の座談会については、開催する時間とか曜日とかも検討しまして、できるだけ多くの方々が参加できるような形で進めたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

実際、11月という話ありましたがけれども、地域計画を作成するに当たって、例えばその時点で、この人辞めるから、では、私がやるという場合は、資材の発注というのは、農協に頼む場合なんかは9月末に発注してしまうので、資材確保というのが結構難しい部分があるのかなというふうに考えております。

例えば、それが時期的に早めてもらって、次につながるような協議の場を設けていただくというのはできるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

農業資材の注文が9月末というところでございますけれども、来年度以降の開催につきましては、いつ頃の開催がいいかというところは、今年度の座談会のほうで皆さんから意見をいただいた中で検討してまいりたいというふうに考えますけれども、今年度につきましては、11月頃の開催ということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

早めてほしいというのは飼料のこともそうなのですが、実際いろんな多くの自治体、または地区において成果を上げているという部分は、協議の場を年に何回も行っているというふうなところがポイントになっております。それで、いろんな形をつくっていきながら、どういふふうに取り組んでいくかというのを地域の方々、本来、今回示された中心経営体の方々以外の方も話を持って行って、地域にとってどのような形が一番必要なかというのを数多く話し合いながら、いろんな形をつくって、今成果を上げているというのが現状でございます。

その中で、例えば、今回1回、もしくは1月、2月に2回というふうな話でしたけれども、先ほど質問したとおり、例えば早くして、1回や2回ではなくて、どんどん毎月のような形を持って行って、その際に協力してもらえるものなのかどうかというのもお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

その各地域での話合いの状況に応じて、何回でも話合いは行いたいというふうに思います。

ただ、毎月毎月というのは難しいと思いますので、そういった部分も含めて、その座談会の中で、次は次回いつにしますかというようなこととお話しして、皆さんで共有しながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

次にですが、昨年に令和の米騒動として先ほども取り上げたとおり、米の価格が高騰している中で国が生産量の不足があったことを認めて、米の増産や耕作放棄地の拡大の抑止などに取り組むこととしました。

令和8年度の農林水産省の農村整備の予算概要要求額は、対7年度比118%の3,941億円と、今まで以上に前向きな支援に取り組もうとしているようです。その中には、新たに大区画等加速化支援事業として31億4,900万円ほどを組み込む予定で、生産性の向上や生産コストの低減、特に担い手の労務費削減にもつながるところかと思われれます。

各地域の地域計画で共通して挙げられている担い手不足の解消や農地の集積、集約化に向け、同町の地域計画を10年後とは言わず、早期にスピードをもって安心して農業経営ができるような対策、対応をするべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

地域計画は将来的にどのようにしていくかというような、将来的な計画ではありますけれども、一方で、この1年先、2年先どうしていくかということも非常に重要な部分であるというふうに考えております。

ですので、座談会では、そういった部分も含めて話合いを進めていきたいというふうに考えておりますし、また、その座談会を毎年毎年開催して、そういった部分を積み上げていくというような部分も重要ではないかというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

その行う座談会におきまして、先ほど情報提供の話もしましたけれども、第三者継承支援連絡会議の取り組みは、地域内での経営移譲者確保の厳しいことから全県に展開して、広域でのマッチングにより移譲者確保を目指すものとしております。神奈川県横須賀市で今年の3月から市と農業委員会、JAが連携協定を結び、地域の賃借や売却情報を一元管理して地図化し、その情報に担い手や企業がアクセスできるような市のホームページのサイトを公開しております。これまで20件、3万3,718平米、約3町歩4反の農地でのマッチングが成立して、着実に農地の活用の成果を上げているとのことでした。

情報の収集は地域だけでは難しいところもあります。支援連絡会議の情報ははじめ、町や農業委員会、農協と連絡を密にしてもらい、その情報を常に地域の会議の場とか、そういう場所に発信していただく体制づくりは欠かせないと思われるのですが、見解をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

この連絡会議の取り組みは、後継者不足や農地の活用などにおいて大事な取り組みであるというふうな認識をしております。

町長の答弁でもございましたけれども、現在、現地支援チームの設置を検討されているというところがございますので、決まり次第、皆様に情報共有を図ってまいりたいというふうに思いますし、それとともに支援に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

いずれにせよ、農業経営というのは個人事業であります。ですので、行政が型にはめ込むというのは結構厳しいものはあるのかなと思いますけれども、情報の発信だったり、いろんなポイントを押さえたところの発信というのはできるかと思っておりますので、ぜひとも今後農家の方々に不安を払拭できるような形で持っていかなければいけないというふうに思っておりますので、今後とも支援策をよろしくお願ひしたいと思ひまして、私のほうから質問は終わらせていただきます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

これで小埜寺享議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、明日9日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時08分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 阿 部 圭 二

同 三枚山 光 裕